婚前契約書

夫○○　○○（以下「甲」）と妻△△　△△（以下「乙」）は、後に予定される甲乙間の婚姻に関して、●年●月●日付で以下のとおり婚前契約書を締結する。

第1条（夫婦の協力など）

甲と乙は、婚姻を継続するために貞操を守り、お互いに努力を惜しまず、お互いを尊重し、思いやりと感謝の気持ちを持ち続けることを約束する。

第2条（家事の分担）

甲と乙は、お互いの忙しさなどに配慮しつつ、適宜協力および分担して家事を行うものとする。具体的な分担方法については別途協議により定める。

第3条（仕事）

甲と乙は、新たに仕事に就こうとする場合、休職しようとする場合、退職しようとする場合、その他自らの仕事について重大な決断をしようとする場合には、事前に相手方に対して相談をし、協議の上で方針を決定するものとする。

第4条（出産・育児について）

1 乙が妊娠をした場合、甲は出産に向けて乙を最大限サポートするものとする。

2 甲と乙は、お互いに協力および分担して育児を行うものとする。

第5条（婚姻中の財産関係）

1 甲と乙が結婚前からそれぞれ所有する財産は、結婚後も引き続き各自の所有とする。

2 甲と乙は、夫婦共有の財産を管理するための銀行口座（以下「共有口座」）を甲名義で開設するものとする。

3 共有口座内の金銭は、甲と乙が夫婦共同の生活を営む目的でのみ使用するものとする。ただし、甲乙双方の同意がある場合にはこの限りでない。

4 第1項にかかわらず、婚姻届を提出した後5日以内に、甲は●円、乙は●円をそれぞれ共有口座に振り込むものとする。本項に基づき共有口座に振り込まれた金銭は、甲と乙の共有とする。

5 甲と乙は、結婚する月の翌月以降、当該月に得た収入の50％を、同月末日までに各自共有口座に振り込むものとする。

第6条（離婚時の財産分与・慰謝料など）

1 離婚時の財産分与は、協議により定める。

2 甲乙いずれか一方の不貞行為により離婚に至った場合には、不貞行為を行った側が相手方に対して、慰謝料として金300万円を支払う。

第7条（契約の変更）

本契約書は、甲乙双方の同意により、その内容を追加、変更または削除することができる。

第8条（協議）

本契約書に定めのない事項については、甲乙が誠実に協議を行い、方針を決定するものとする。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方が署名捺印の上、各自1通ずつを保管する。

甲　東京都●

　　○○　○○　印

乙　東京都●

　　△△　△△　印